

# 武蔵村山市重症心身障害児（者）等 在宅レスパイト・就労等支援事業のご案内

## 概要

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等に対し、武蔵村山市と委託契約をした訪問看護事業所の看護師又は准看護師がご自宅へ出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）及び就労等の支援を図ります。

なお、令和4年10月から、家族が就労活動のために、ハローワークへ行ったり、採用面接を受けたり、あるいは、自宅でテレワークなどをされたりといった、就労を目的としてご利用いただくことも可能となっています。どうぞご利用ください。

- (1) 訪問時間数は年間144時間が上限です。

\*年度途中で登録決定された場合、決定月から残りの月数を数え、その残月×144時間÷12月が利用可能時間数  
(例えば、7月決定の場合…9か月×144時間÷12月=108時間)

- (2) 1回につき、2時間から4時間まで30分単位で利用できます。

## 対象者

次のいずれにも該当するかたを介護する家族等

- (1) 市内に住所を有し、家族等による介護を受け在宅で生活しているかた
- (2) 医療的ケアを必要とし、主治医の指示のもと、現に訪問看護を利用しているかた
- (3) 次のいずれかに該当するかた

ア 重症心身障害児（者）

イ 重症心身障害児に該当しない18歳未満の障害児

※重症心身障害児（者）等とは、身体障害者手帳1級又は2級（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）に該当し、かつ、愛の手帳1・2度に該当するかたであって、18歳に達する前にその状態になったかたをいいます。

## 利用者負担額

障害児（者）の属する世帯の収入状況	利用者負担額単価（1回当たりの時間数）				
	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
障害児（18歳未満）の属する市町村民税所得割額が28万円未満の世帯	180円	220円	270円	310円	360円
障害者（18歳以上）の属する市町村民税所得割額が16万円未満の世帯	370円	460円	550円	640円	740円
上記以外の世帯	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円

備考 障害児（者）の属する世帯の収入状況の範囲は、障害児（18歳未満）の場合、障害児及びその兄と同一世帯に属する者の合算とし、障害者（18歳以上）の場合はその者及びその配偶者の合算とする。

\*サービス利用までの流れについては、裏面をご覧ください。

# サービス利用までの流れ

## 利用相談

- ・利用者に該当しているか確認してください。
- ・医療保険で利用中の訪問看護事業所に、在宅レスパイト・就労等支援事業の対応可否について確認してください。
- ・市から主治医に対し、「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業医師指示書」の作成を依頼しますので、主治医の属する医療機関名をお知らせください。  
\*医師指示書作成手数料の利用者負担額を医療機関にお支払いいただきます。

障害児（者）の属する世帯の収入状況	医師指示書作成手数料 利用者負担額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	
障害児（18歳未満）の属する市町村民税所得割額が28万円未満の世帯	30円
障害者（18歳以上）の属する市町村民税所得割額が16万円未満の世帯	70円
上記以外の世帯	300円

\*医療機関の所定の料金が3,000円を超える場合には、その差額もお支払ください。

## 利用できる事業所

- ・安全にサービスを提供するため、利用できる事業所は、現在、障害児（者）に訪問看護を提供している事業所であって、市と事業の契約を締結した事業所のみとなります。

※契約締結事業所

- ① 武蔵村山市訪問看護ステーション（武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター2F）  
\*令和5年11月30日まで
- ② 訪問看護ステーションゆいまる（武蔵村山市榎3-51-2 サウスウインド1F）
- ③ Tamaステーションなる訪問看護事業（府中市武蔵台2-37-27）
- ④ セントケア訪問看護ステーション立川（立川市柴崎町2-7-6 さかえビル3階301）
- ⑤ 訪問看護ステーション・青い空（東大和市仲原3-14-13）
- ⑥ 訪問看護ステーションはればれ東大和支所（東大和市中央4-922-11 トップヒルズ101）

## 申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳及び愛の手帳
- ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業利用登録申請書

## 利用登録

- ・市は申請書を確認し、利用者に対して利用登録決定通知書を送付します。
- ・市と契約している訪問看護事業所に、医師指示書の内容及び利用者負担額等の利用に係る情報を提供します。

## サービス利用

- ・利用登録決定通知書を訪問看護事業所に提示し、サービスの提供依頼をします。
- ・利用者負担額が生じる場合には、訪問看護事業所に直接お支払いください。

<問合せ先> 〒208-8502 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 市民総合センター1階  
武蔵村山市 障害福祉課 手当助成係  
電話 042-590-1185 FAX042-562-3966